

箕面市消防本部

トイレ洗浄芳香器具
リース業務委託仕様書

箕面市消防本部トイレ洗浄芳香器具リース業務の受託者（以下「乙」という。）の業務内容等は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象施設

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 箕面市消防本部（署） | 箕面市箕面五丁目 1 1 番 1 9 号 |
| (2) 箕面市消防署東分署 | 箕面市栗生外院二丁目 4 番 7 号 |
| (3) 箕面市消防署西分署 | 箕面市瀬川三丁目 1 番 5 6 号 |

2 対象設備

施設内の小便器

3 業務期間

契約期間と同じ

4 一般事項

- (1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき委託者（以下「甲」という。）の指示に従い施行すること。
- (2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- (3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- (4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- (5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- (6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。
- (7) 提出書類（原則として A 4 版とする）
 - ① 報告書（作業完了時）
 - ② その他、甲の指示するもの

5 業務内容

- | | | | |
|-----------------|---------|----|-----|
| (1) 小便器洗浄芳香器具設置 | 消防本部（署） | 台数 | 6 台 |
| | 消防署東分署 | 台数 | 4 台 |
| | 消防署西分署 | 台数 | 4 台 |
| (2) 交換回数 | | | |

芳香剤、消毒殺菌剤及び洗淨剤の取り替えは、年6回を基準として行うものとする。

(3) 使用器具

日本カルミック（株）サニタイザーMK7と同等の機能を有する器具を設置すること。

6 特記事項

(1) 業務日及び業務時間は原則として平日(*)の8時45分～17時15分の間とする。なお、詳細は、消防業務に支障をきたさないよう、甲・乙協議して決定する。

* 平日とは土・日・国民の祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）以外をいう。

(2) 業務実施にあたっては、甲の承認を得て行い、業務終了後速やかに業務終了の報告を行うものとする。

(3) 器具の取り付け、撤去及び破損物品の取り替えに要する費用並びに消耗品は、すべて乙が負担するものとする。